

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月24日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 1・2 略</p> <p>3 中央病院の企業出納員及び現金取扱員又は白鳥病院の企業出納員及び現金取扱員は、<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、同項に規定する指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることを承認した場合は、直ちに当該納入義務者に対し、承認印（第24号様式）を押した納入通知書兼領収書を交付しなければならない。</u>この場合において、当該指定代理納付者が中央病院長又は白鳥病院長の指定する日までに当該歳入を納付したときは、当該承認印を領収印とみなす。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 1・2 略</p> <p>3 中央病院の企業出納員及び現金取扱員又は白鳥病院の企業出納員及び現金取扱員は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、同項に規定する指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることを承認した場合は、直ちに当該納入義務者に対し、承認印（第24号様式）を押した納入通知書兼領収書を交付しなければならない。</u>この場合において、当該指定代理納付者が中央病院長又は白鳥病院長の指定する日までに当該歳入を納付したときは、当該承認印を領収印とみなす。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。